## サブドレン・地下水ドレン浄化水 加重平均試料分析結果 (2025年3月分)

(1/2)

試料名称	分析機関	分析項目							
		全a	全β	H-3	Sr-90	Cs-134	Cs-137		
		(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)		
加重平均試料 (2025年3月分)	東京電力	< 2.1E+00	< 7.0E-01	7.4E+02	< 1.3E-03	< 4.5E-03	< 3.6E-03		
	日本分析センター	< 1.9E+00	< 5.9E-01	7.4E+02	< 6.3E-03	< 6.5E-03	< 4.9E-03		
運用目標			3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03		1.0E+00	1.0E+00		
告示濃度限度 <sup>※2</sup>				6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水質ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01		

- ・不等号(<:小なり)は、検出限界値未満(ND)を表す。
- ・ $\bigcirc$ . $\bigcirc$ E $\pm$  $\bigcirc$ とは, $\bigcirc$ . $\bigcirc$ ×10 $^{\pm \bigcirc}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・加重平均サンプルとは、排水前に採取した試料を、各回の排水量に比例した割合で混合した試料を意味する。
- ※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を1 Bq/Lに下げて実施。
- ※2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第一第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

## (参考資料) サブドレン・地下水ドレン浄化水 累計排水量 (2025年3月分)

(2/2)

タンク名称	排水日	排水量 (m³)	排水日	排水量 (m³)	排水日	排水量 (m³)	累計排水量 (m³)
一時貯水タンクA (サンプルタンクA)	2025/3/8	555	2025/3/18	996	2025/3/26	958	2,509
ー時貯水タンクB (サンプルタンクB)	2025/3/11	262	2025/3/21	909	2025/3/31	411	1,582
一時貯水タンクC (サンプルタンクC)	2025/3/13	679	2025/3/30	406	_	_	1,085
一時貯水タンクD (サンプルタンクD)	2025/3/15	398	2025/3/29	908	_	_	1,306
一時貯水タンクE (サンプルタンクE)	_	_	_	_	_	_	_
一時貯水タンクF (サンプルタンクF)	_	_	_	_	_	_	_
一時貯水タンクG (サンプルタンクG)	2025/3/19	799	_	_	_	_	799
一時貯水タンクH (サンプルタンクH)	2025/3/3	536	2025/3/14	315	2025/3/29	584	1,435
一時貯水タンクJ (サンプルタンクJ)	2025/3/25	839	_	_	_	_	839
一時貯水タンクK (サンプルタンクK)	2025/3/6	350	_	_	_	_	350
一時貯水タンクL (サンプルタンクL)	_	_	_	_	_	_	_

<sup>・</sup>排水実績がない場合は「-」と記す。